

【総合賠償補償保険】

1. 保険の概要

(1) 賠償責任保険

町村等が、次の事故により、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、又は財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。

- ① 町村等が所有、使用又は管理する施設の瑕疵に起因する偶然な事故
- ② 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
- ③ 町村等が自治体施設において、生産、販売又は提供する飲食物及びその他の製品に起因する偶然な事故
- ④ 町村等が住民等から受託する財物に起因する偶然な事故等 など

(2) 予防接種事故賠償補償保険

医療業務については、賠償責任保険では原則対象外であるが、予防接種業務については、次の保険で対象となる。

- ① 予防接種賠償責任保険－A保険
- ② 法定救済措置費用保険－B保険
- ③ 行政措置災害補償保険－C保険

(3) 個人情報漏えい保険

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたこと又はそのおそれがあることに起因して、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害及び町村等が実施する措置に要する費用（プロテクト費用＝謝罪のための会見等の費用、事故原因の調査費用等）に対し保険金を支払う。

(4) 補償保険（災害補償保険）

町村等が主催、共催する行事（活動）及び社会奉仕活動（ボランティア活動）に起因する急激かつ偶然な外来の事故によって、住民等第三者が死亡又は、身体障害もしくは入通院を伴う障害を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規定」に基づいて当該被災者に支払う補償費用を保険金として支払う。

- ① 学校教育業務（活動）
- ② 町村等が主催する社会体育活動、社会文化活動及び社会福祉活動
- ③ その他町村等が主催し、住民が参加する行事
- ④ 社会奉仕活動（ボランティア活動）

(5) 公金総合保険

町村等が取扱う公金が、日本国内において輸送中、保管中を問わず、次の事故に起因して損害が発生した場合、保険金を支払う。

- ① 火災、爆発による損害
- ② 盗難、強盗、引ったくりによる損害
- ③ 集金者等の集金した公金が詐欺にあった場合の損害
- ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって生じた損害

(6) サイバー保険（オプション）

町村等が行う業務の遂行に関し、次の事由に起因して町村等が負担する賠償責任や各種対応費用に対し保険金を支払う。

- ① サイバー攻撃
- ② 情報の漏えい又はそのおそれ
- ③ デジタルコンテンツ不当事由
- ④ I Tユーザー業務